

地域防災計画見直し庁内検討会議について

1. 設置目的

上越市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の見直しに当たり、特に今回の見直しのポイントである「津波災害対策」及び「原子力災害対策」について、実際に災害応急対策業務を担う担当課等による検討を通して、実効性ある対策を地域防災計画に反映させるため、地域防災計画見直し庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

2. 検討議題

- (1) 地域防災計画に定める災害応急対策の見直し、修正に係る調査及び庁内調整に関すること
- (2) 災害応急対策における上越市災害対策本部の組織、事務分掌、職員の配備計画調整及び見直しのための検討に関すること
- (3) 災害応急対策の対応マニュアルの作成のための検討に関すること
- (4) その他、検討会議が災害応急対策の実効性の確保に関し必要と認めた事項

3. 庁内検討会議の構成等

- (1) 庁内検討会議の構成員は、各部局主管課及び津波、原子力に関する災害応急対策業務を担う関係課等の長とする。
- (2) 検討議題に関する情報の収集、調査及び具体的な課題や解決策の検討を行うため、庁内検討会議の構成課等の実務担当者（副課長又は係長等）による「作業部会」を別途開催する。
- (3) 庁内検討会議及び作業部会の事務局は防災計画課とする。

< 検討のイメージ >

情報の共有化や見直し方針協議

- ・ 関係省庁や県の動向等に関する情報収集及び情報の共有化
- ・ 地域防災計画の見直しに関する方針協議

具体的な「津波災害対策」及び「原子力災害対策」の検討

具体的対策と役割分担（国・県・市）について

国・県の方針等が十分に明確化されていない現状を踏まえ、避難のあり方などの具体的対策について現場レベルの視点から検討を行い、どのような対策が必要とされ、それぞれの対策において国・県が担うべき役割、市が担うべき役割を整理する。

災害応急対策の具体化



具体的対策を円滑に行うための課題

上記の具体的対策を円滑に行うために、解決しておくことが必要な課題を明らかにする。

課題の抽出



課題解決の道筋

課題の性質（即時対応可能 or 長期的・計画的取組が必要 等）に応じた解決の道筋を明らかにする。

解決策の検討



当市地域防災計画の見直しに反映、各種マニュアルの作成、
県地域防災計画の見直し等への提言 など